

「初回限定特別価格」で購入したら 解約できん。おじた～！



地域見守り情報

高知県立消費生活センター
第209号

初回の安さを強調した広告



- ・化粧品
 - ・健康食品
 - ・増毛剤
- など



©KANAGAWA2013

- ・初回限定 1,980 円！
- ・特別価格 85%OFF！
- ・お試し無料！
- ・1回目送料負担なし

1 回だけのつもりで購入してみたら・・・



©KANAGAWA2013

気にいらんき解約したいけど、電話が全然
つながらん。解約の画面もわからん。
昨日、はや2回目が送られてきた。
2回目からは1万円かかると書いちゃう。
こりゃ～たまらん！ おじた～！

ワンポイント

- ・令和4年度上半期に高知県立消費生活センターに寄せられた「通信販売」における定期購入に関する相談は、令和3年度同期（68件）より41件増加し109件と大きく増加しました。
- ・通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
通信販売では、販売会社の返品特約をホームページ等に表示することになっています。表示をしていない場合、商品が届いた日を含めて8日以内は、送料自己負担で返品できます。
- ・不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。